

定 款

DOWAホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 この会社は、DOWAホールディングス株式会社と称し、英文ではDOWA HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 この会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鉱業
- (2) 製錬業および金属加工業
- (3) 化学工業
- (4) 電子材料製造業
- (5) 公害防止装置、運搬機械、油圧機械等の機械製造業
- (6) 窯業および建材製造業
- (7) 地熱開発事業および電気事業
- (8) 産業廃棄物および一般廃棄物の処理業
- (9) 農業、林業、水産業および土石採取業ならびにこれらに附帯する加工および販売
- (10) 地方鉄道業、自動車による一般運輸業、自動車貨物運送取扱業、港湾運送業および海運業
- (11) 不動産の所有、売買、貸借、仲介および管理
- (12) スポーツ・遊戯施設の経営
- (13) 有価証券の取得その他の投資、金銭の貸借および債務の保証
- (14) 土木建築工事の請負および埋立・開墾
- (15) 倉庫業
- (16) 前各号に定める事業を行う会社の株式の保有を通じた事業支配および管理
- (17) 前各号に関連する事業

(本店)

第3条 この会社は、本店を東京都千代田区におく。

(機関)

第4条 この会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 この会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 この会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 この会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 この会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利のみ行使することができる。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. この会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 この会社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. この会社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、この会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 この会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびにこの会社に対する株主の権利の行使方法は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 この会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要のあるときに、これを招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしつけ)

第13条 この会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。ただし、取締役社長欠員または事故のときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法・定足数)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに委任状を会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名押印して、これを会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 この会社に取締役13名以内をおく。

(選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役)

第21条 この会社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を定める。

(役付取締役)

第22条 この会社に、取締役会の決議により取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

(招集者および議長)

第23条 取締役会は、取締役会長が招集しその議長となる。ただし、取締役会長欠員または事故のときは、取締役社長が、取締役会長および取締役社長ともに欠員または事故のときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より少なくとも3日前に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 この会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第26条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印して、これを会社に保存する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(相談役・顧問)

第28条 この会社に、取締役会の決議により相談役・顧問をおくことができる。

(取締役の責任免除)

第29条 この会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. この会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 この会社に、監査役5名以内をおく。

(選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役および監査役の補欠者が監査役に就任した場合の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を定める。

(招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より少なくとも3日前に発する。

ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(議事録)

第35条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印して、これを会社に保存する。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第37条 この会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. この会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 この会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 この会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 この会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. この会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第41条 期末配当金その他の剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、この会社は、その支払の義務を免れる。

改正	昭26・第25回総会決議 (昭26・12・15登記)	平12・第97回総会決議 平14・第99回総会決議
	昭29・第30回総会決議	平15・第100回総会決議
	昭31・第35回総会決議	平16・第101回総会決議
	昭32・臨時総会決議	平18・第103回総会決議
	昭33・第38回総会決議	平19・第104回総会決議
	昭38・第48回総会決議	平21・第106回総会決議
	昭40・第52回総会決議	平28・第113回総会決議
	昭42・第56回総会決議	平29・第542回臨時取締役会決議
	昭50・第72回総会決議	(平29・10・1登記)
	昭57・第79回総会決議	平30・第115回総会決議
	平2・第87回総会決議	
	平3・第88回総会決議	
	平6・第91回総会決議	
	平10・第95回総会決議	